

建設現場のはしご・脚立からの墜落・転落災害をなくそう!!

はしごや脚立は、2メートル程度以下の高所作業を行うには、手軽に持ち運びができる便利な用具であり、土木、建築の別なく、建設現場で多用されていますが、簡便さゆえに安全に対する意識が薄くなりがちです。

しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多発しており、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用し、墜落・転落災害を防止しましょう。

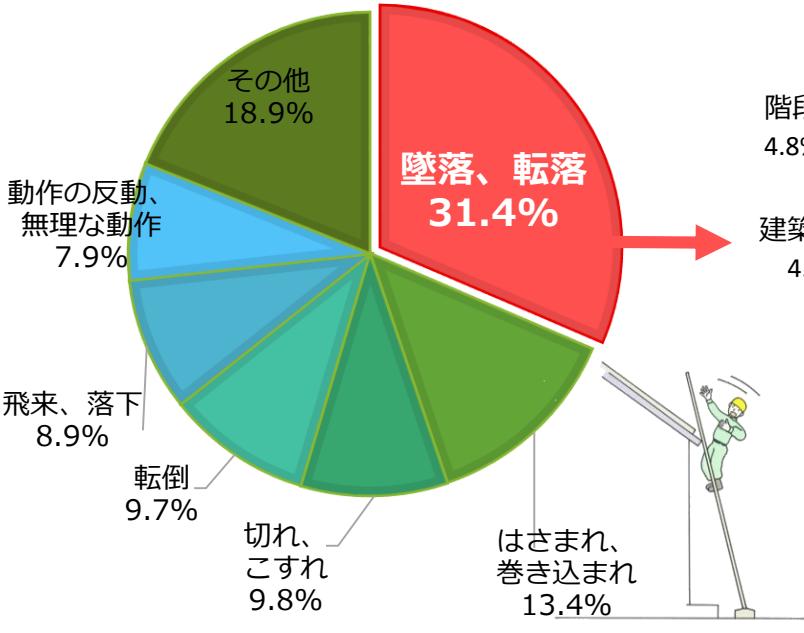


図-1 建設業における事故の型別労働災害発生状況
(平成28年～令和2年の合計) 資料：労働者死傷病報告

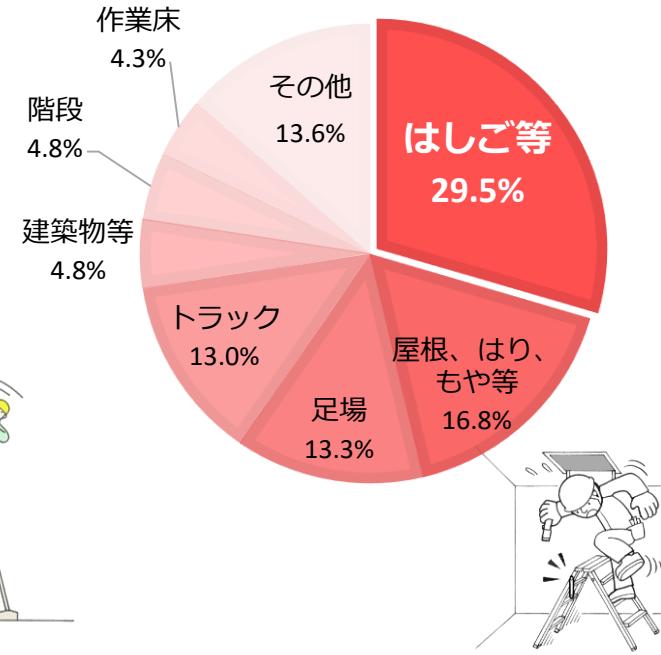


図-2 建設業における墜落・転落災害の起因物別労働災害発生状況
(平成28年～令和2年の合計) 資料：労働者死傷病報告

建設業におけるはしご等からの墜落・転落死亡災害事例（群馬県内）

発生年月	年齢 経験 性別	発生状況	傷病性質	傷病部位
平成25年	40歳代 16年 配管工	高さ約4.5mの足場へ上るため、左手にプラスチックケースを持ち、左腕に団扇を抱えて、アルミ製のはしごを昇っていた被災者がはしごから墜落し、頭部を負傷して収容先の病院で死亡したもの。 ヘルメット着用、転位防止措置あり	打撲傷	頭蓋部
	50歳代 30年 電気工	小学校校舎教室内で空調リモコン取付作業中、剥がしておいた天井板を復旧するため、高さ1.6mの脚立を使用して、充電ドライバーでビス止め作業中、何らかの原因でバランスを崩し、木組床面に墜落し頭部を強打した。 ヘルメット未着用	打撲傷	頭蓋部
	60歳代 18年 作業員	高さ約1.5mの脚立に乗りカーポートの屋根取り付け作業中、脚立からコンクリート床面に墜落し、頭部を強打した。 ヘルメット未着用	骨折	頭蓋部

はしごや脚立を使う前に検討しましょう！

- はしごや脚立の使用自体を避けられませんか？
- 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できませんか？

(※)足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置(手すり等)を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

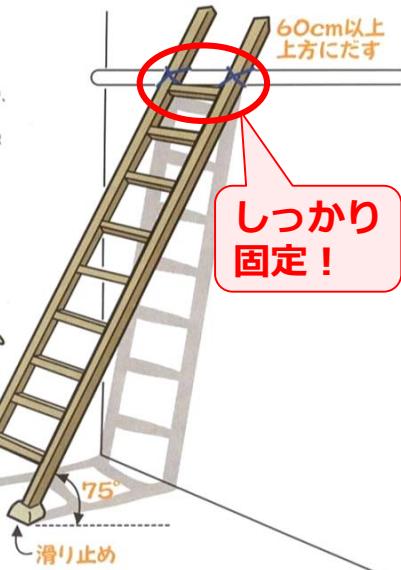
充分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

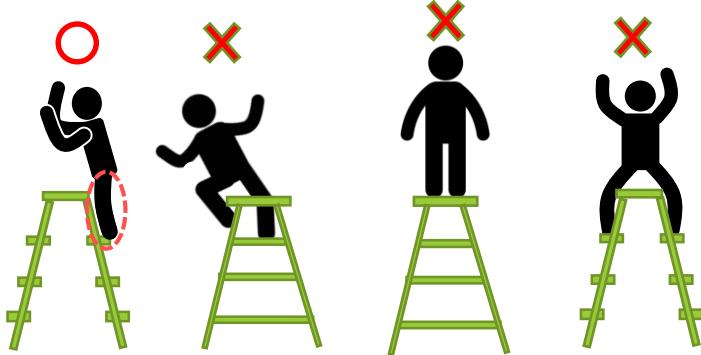
立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認



立てかける位置は水平で、
傾斜角75°、
突き出し60センチ以上
となっていることを確認



- ◎ 3点支持を確実に守る
- ◎ 脚立の幅の外へ、身体の重心（へそ）を乗り出す行為は禁止
- ◎ 天板上での作業は禁止
- ◎ 脚立をまたがる作業は原則禁止
(またがる場合は、アウトリガー等を装着するか、補助者に支えてもらう)



(※) 3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指しますが、身体の重心を脚立にあずける場合（太ももから腰周辺を脚立に接することが望ましい）も、両足と併せて3点支持になります。

必ず墜落時保護用のヘルメットを着用しましょう！

ヘルメットの着用ポイント

必ず保護帽を着用！



(着用時
5つのポイント)

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

特に1と3を忘れずに！
(死亡災害時によく見られた、
忘れやすいポイントです)

1 要チェック！

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

3 参考

あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱にくくなります！

群馬労働局労働基準部
健康安全課

<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-rooudoukyoku/home.html>